

玖珠町地域防災計画

(資料編)

令和7年9月

玖珠町防災会議

目 次

玖珠町防災会議条例	- 1 -
玖珠町災害対策本部条例	- 3 -
玖珠町災害弔慰金の支給等に関する条例	- 4 -
災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	- 8 -
玖珠町災害弔慰金等支給要綱	- 11 -
玖珠町災害被災者住宅再建支援事業費補助金交付要綱	- 13 -
玖珠町災害見舞金支給要綱	- 18 -
玖珠町災害避難場所一覧	- 20 -
災害時における物資等輸送拠点（緊急輸送基地）の候補地	- 22 -
災害時における進出拠点候補地	- 22 -
場外離着陸場（臨時ヘリポート）一覧	- 22 -
備蓄物資の配備状況	- 23 -
災害危険予想箇所等	- 24 -
水想定区域内の要配慮者利用施設	- 25 -
激甚災害の概要	- 26 -

■ 玖珠町防災会議条例

昭和 38 年 2 月 5 日玖珠町条例第 2 号
改正

平成 12 年 3 月 24 日条例第 22 号

平成 23 年 12 月 15 日条例第 24 号

平成 24 年 12 月 13 日条例第 50 号

玖珠町防災会議条例

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、玖珠町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 玖珠町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから、町長が任命する者
- (2) 大分県の知事の部内の職員のうちから、町長が任命する者
- (3) 大分県警察の警察官のうちから、町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから、指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから、町長が任命する者
- (8) 陸上自衛隊玖珠駐屯地司令
- (9) 日田玖珠広域消防組合玖珠消防署長
- (10) 有識者のうちから、町長が任命する者

6 前項の委員の定数は 30 人以内とする。

7 前項の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、大分県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、昭和38年7月19日から施行する。

附 則（平成12年3月24日条例第22号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月15日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月18日条例第50号）

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

■玖珠町災害対策本部条例

昭和 37 年 10 月 26 日玖珠町条例第 22 号

玖珠町災害対策本部条例

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、玖珠町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 37 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 9 月 16 日条例第 22 号）

この条例は、公布の日から施行する。

■玖珠町災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 6 月 14 日玖珠町条例第 30 号

玖珠町災害弔慰金の支給等に関する条例

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、又は自然災害により精神及び身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 町は、町民が令第 1 条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹が存するときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前 2 項の規定により難しいときは、前 2 項の規定にかかわらず第 1 項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前 3 項の場合において災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その 1 人に対してした支給は全員に対してなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にいわせられた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったこと。その他特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は災害弔慰金の支給を行うべき事由があるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 町長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障がい者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障がい者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障がい者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について、法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
ア 家財についての被害金額が、その家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 1,500,000円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 2,500,000 円

ウ 住居が半壊した場合 2,700,000 円

エ 住居が全壊した場合 3,500,000 円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 1,500,000 円

イ 住居が半壊した場合 1,700,000 円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 2,500,000 円

エ 住居の全体が滅失し、若しくは流失した場合 3,500,000 円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「2,700,000 円」とあるのは「3,500,000 円」と、「1,700,000 円」とあるのは「2,500,000 円」と、「2,500,000 円」とあるのは、「3,500,000 円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間は、そのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は5年）とする。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、措置期間中は無利子とし、措置期間経過後は、延滞の場合を除き、その利率を年3パーセント以内で規則で定める率とする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

（償還）

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。

（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和49年7月1日から施行する。

附 則（平成3年10月15日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成24年9月24日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した町民の遺族に対する弔慰金の支給について適用する。

附 則（令和元年6月24日条例第2号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の玖珠町災害弔慰金の支給等に関する条例（以下、「改正後の条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

■災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和 49 年 6 月 14 日 玖珠町規則第 8 号

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、玖珠町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年玖珠町条例第 30 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給の手続)

第 2 条 町長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条 町長は、町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を出させるものとする。

(支給の手続)

第 4 条 町長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 5 条 町長は、この町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第 1 号）を出させるものとする。

(借入れの申込み)

第 6 条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（様式第 2 号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込み期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を 1 月から 5 月までの間に受けた場合にあつて

は前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3) 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得、その他必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付の決定)

第8条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書(様式第3号)を借入申込者に交付するものとする。

2 町長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付決定不承認通知書(様式第4号)を借入申込者に通知するものとする。

(貸付利率)

第8条の2 条例第14条第2項に規定する規則で定める率は、年1.5パーセントとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、災害援護資金借用書(保証人を立てる場合は、保証人の連署した災害援護資金借用書)(様式第5号。以下「借用書」という。)に資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑証明書(保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書)を添えて町長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 町長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれらに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を町長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した申請書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書(様式第8号)を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認書(様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還

免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した申請書(様式第13号)を、町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が、精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書(様式第14号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書(様式第15号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等、借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人は、速やかにその旨を町長に氏名等変更届(様式第16号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和49年7月1日から施行する。

附 則(令和元年6月24日規則第5号)

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(以下、「改正後の規則」という。)の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の規則の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

■ 玖珠町災害弔慰金等支給要綱

平成 18 年 9 月 1 日玖珠町告示第 91 号

玖珠町災害弔慰金等支給要綱

(目的)

第 1 条 この告示は、玖珠町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年玖珠町条例第 30 号。以下「条例」という。）の適用を受けない災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることのうち、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）第 1 条に規定する災害を除いたものをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有したものをいう。

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 町は、町民が次の各号のいずれかに該当する県内の災害により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 被害が発生した市町村を含む地域に対して、大分気象台が気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）の警報（大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、高潮）を発表したとき。ただし、海上警報を除く。
- (2) 被害が発生した市町村で、福岡管区気象台が震度 4 以上を観測し、発表したとき。
- (3) 被害が発生した市町村を含む津波予報区に対して、福岡管区気象台が津波注意報又は津波警報を発表したとき。
- (4) 福岡管区気象台が九重山、鶴見岳、伽藍岳又は由布岳に係る臨時火山情報又は緊急火山情報を発表したとき。

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認めたときは、その遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲及び順位は、条例第 4 条の規定の例によるものとする。

(災害弔慰金の額)

第 5 条 災害により死亡した者 1 人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては 250 万円とし、その他の場合にあつては 125 万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第 9 条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第 6 条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、条例第 6 条の規定の例によるものとする。

(支給の制限)

第 7 条 災害弔慰金は条例第 7 条の各号に掲げる場合には支給しない。

(支給の手続)

第 8 条 災害弔慰金の支給の手続については、条例第 8 条の規定の例によるものとする。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により県内で、第3条第1項のいずれかに該当する場合において負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）

第10条 障害者1人あたりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては125万円とし、その他の場合にあっては、62万5,000円とする。

（準用規定）

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

附 則

この告示は、平成18年9月1日以降に生じた災害から適用する。

■玖珠町災害被災者住宅再建支援事業費補助金交付要綱

平成 22 年 9 月 1 日玖珠町告示第 100 号

玖珠町災害被災者住宅再建支援事業費補助金交付要綱

玖珠町災害被災者住宅再建支援事業費補助金交付要綱（平成 19 年玖珠町告示第 73 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この告示は、自然災害により生活基盤となる住宅に著しい被害を受けた地域において、被災住民の自立復興を促すとともに、被災住民が可能な限り早期に安定した生活を再建することにより地域コミュニティの崩壊を防止し、もって地域の維持発展を図るため、予算の範囲内において当該被災住民に支援金を支給するものとし、その支給については、この告示の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 自然災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、地盤の液状化、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- （2） 全壊 住宅がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住宅全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住宅の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住宅の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70 パーセント以上に達した程度のも、又は住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表し、その住宅の損害割合が 50 パーセント以上に達した程度のもをいう。
- （3） 半壊 住宅がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住宅の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住宅の延床面積の 20 パーセント以上 70 パーセント未満のも、又は住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表し、その住宅の損害割合が 20 パーセント以上 50 パーセント未満のもをいう。
- （4） 床上浸水 住宅の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹林の堆積により一時的に居住することができないものをいう。
- （5） 住宅 現実に居住のため使用している建物であり、社会通念上の住宅であるかは問わない。
- （6） 複数世帯 自然災害の発生時においてその属する者の数が 2 以上である世帯
- （7） 単数世帯 自然災害の発生時においてその属する者の数が 1 である世帯

（適用条件）

第 3 条 この告示は、玖珠町において自然災害が発生し、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。

- （1） 玖珠町を含む地域に対して、大分地方气象台が気象業務法上の警報（大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪）を公表したとき
- （2） 玖珠町で、震度 4 以上の地震を観測し、公表したとき
- （3） 福岡管区气象台が、九重山、鶴見岳・伽藍岳又は由布岳に噴火警報又は火口周辺警報を公表したとき
- （4） その他町長が特に必要と認めたとき

（支援対象者）

第 4 条 この支援金の支給の対象となる者（以下、「支援対象者」という。）は、自然災害によって、その居住する住宅が全壊、半壊若しくは床上浸水の被害を受けた世帯又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があることその他

これに準ずるやむをえない事由により当該住宅を解体し、若しくは解体されるに至った世帯のうち、自然災害が発生した日において玖珠町内に居住しており、その後も玖珠町内に引き続き居住する世帯の世帯主とする。

2 住宅の被害認定は、町長が発行する、り災証明によるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき支援を受ける者は、支援対象者としなない。ただし、半壊の被害を受けた者のうちその住宅の損害割合が30パーセント以上40パーセント未満で当該住宅を解体しない場合に限り支給対象者とする。

（支援金の支給）

第5条 この支援金は、前条で定める支援対象者に対し、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める期間内に、別表第1及び別表第2に掲げる額を上限として、支給するものとする。

(1) 支援対象者が居住する住宅の被害状況に応じた支援金（以下「基礎支給支援金」という。）

当該住宅が被害を受ける原因となった自然災害の発生日から14月以内の期間

(2) 支援対象者が居住する住宅の被害状況及び被災後における支援対象者の居住確保形態に応じた支援金（以下「加算支給支援金」という。） 当該住宅が被害を受ける原因となった自然災害の発生日から38月以内の期間

2 支援対象者が同一の自然災害により別表第1のアからオ又は別表第2のアからカに掲げる各項目のうち2以上に該当するときの加算支給支援金の上限額は、当該各項目に定める額のうち最も高い額とする。

（支援金の支給申請）

第6条 支援対象者は、支援金の支給申請をしようとするときは、町長が別に定める日までに、次に掲げる書類を添付し、玖珠町災害被災者住宅再建支援金支給申請書（様式第1号）を町長宛て提出しなければならない。

(1) 住民票等世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる町長が発行する証明書

(2) 住宅が全壊、半壊又は床上浸水の被害を受けたことが確認できる玖珠町の発行する、り災証明書及び住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、その他これに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体したことが確認できる証明書類

(3) 加算支給支援金の支給申請を行う場合、住宅を建設、購入、補修又は賃借したこと又はこれらをしようとする事が確認できる契約書等の写し。

2 前項の規定にかかわらず、2回目以降の支給申請にあたっては、前項第1号及び第2号に掲げる書類は不要とする。

（支援金の支給決定）

第7条 町長は、支援金の支給申請が適正であると認めるときは、支援金の支給を決定し、その旨を玖珠町災害被災者住宅再建支援金支給通知書（様式第2号）により支援対象者に通知する。

2 町長は、支援金の支給申請を却下することを決定した場合は、その旨を玖珠町災害被災者住宅再建支援金支給却下決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

（支給決定の取消）

第8条 町長は、被災者が次の各号のいずれかに該当するとき、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたとき。

(2) その他支援金の支給の決定の内容、若しくはこれに附した条件に違反し、又はこの告示に基づく請求に応じないとき。

(3) その他町長が必要と認めるとき。

2 町長は、前項により、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消したときは、当該被災者に、玖珠町災害被災者住宅再建支援金支給決定取消通知書（様式第4号）を送付するものとする。

（支援金の返還請求）

第9条 町長は、前条の規定により支援金の支給決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が支給されているときは、玖珠町災害被災者住宅再建支援金返還請求書（様式第5号）により、期限を定めて、当該被災者に支援金の返還を請求するものとする。

（他の支援金の一時停止）

第10条 被災者に対し支援金の返還を請求し、当該被災者が当該支援金の全部又は一部を納付しない場合において、当該被災者に対して支給すべき支援金があるときは、相当の限度においてその支給を一時停止し、又は当該支援金と未納付額とを相殺するものとする。

（加算金及び延滞金）

第11条 第8条の規定により支援金の支給の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、支援金の返還を請求したときは、被災者をしてその請求に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付させるものとする。

2 被災者に対し支援金の返還を請求した場合において、被災者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付させるものとする。

3 前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該被災者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができるものとする。

（書類の保管等）

第12条 支援対象者は、当該支援金に係る書類を整備しておくと共に、支援金の支給の日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成22年4月1日以後に発生した自然災害による被災世帯に対する補助金の交付について適用する。

附 則（平成24年7月4日告示第96号）

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第44号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月1日告示第4号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の玖珠町災害被災者住宅再建支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和2年7月3日以後に発生した自然災害による被災世帯に対する補助金の交付について適用する。

別表第1（第5条関係）令和2年7月2日以前に生じた自然災害に適用

（単位：千円）

		支援対象者が居住する住宅の被害状況				
支援金の区分	世帯区分	支援対象者の居住する住宅が全壊した場合又はその住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があることその他これに準ずるやむをえない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った場合		支援対象者の居住する住宅が半壊した場合		支援対象者の居住する住宅が床上浸水した場合
	基礎支給支援金	単数世帯	750	375	37	
		複数世帯	1,000	500	50	
加算支給支援金	支援対象者が居住する住宅の被害状況及び被災後における支援対象者の居住確保形態					
			支援対象者の居住する住宅が全壊した場合又はその住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があることその他これに準ずるやむをえない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った場合		支援対象者の居住する住宅が半壊した場合	
	ア	イ	ウ	エ	オ	
	支援対象者の居住する住宅を建設し、又は購入する場合	支援対象者の居住する住宅を補修する場合	支援対象者の居住する住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅を除く。）を賃借する場合	支援対象者の居住する住宅を建設し、購入する場合	支援対象者の居住する住宅（公営住宅法第2条第2号に規定する公営住宅を除く。）を賃借する場合	
	単数世帯	1,500	750	375	600	375
	複数世帯	2,000	1,000	500	800	500

別表第2（第5条関係）令和2年7月3日以降に生じた自然災害に適用

（単位：千円）

支援金の区分	世帯区分	支援対象者が居住する住宅の被害状況						
		支援対象者の居住する住宅が全壊した場合又はその住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があることその他これに準ずるやむをえない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った場合		支援対象者の居住する住宅が半壊した場合		支援対象者の居住する住宅が床上浸水した場合		
基礎支給支援金	単数世帯	750		375		37		
	複数世帯	1,000		500		50		
加算支給支援金	支援対象者が居住する住宅の被害状況及び被災後における支援対象者の居住確保形態		支援対象者の居住する住宅が全壊した場合又はその住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があることその他これに準ずるやむをえない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った場合		支援対象者の居住する住宅が半壊した場合			
		ア 支援対象者の居住する住宅を建設し、又は購入する場合	イ 支援対象者の居住する住宅を補修する場合	ウ 支援対象者の居住する住宅（公営住宅法第2条第2号に規定する公営住宅を除く。）を賃借する場合	エ 支援対象者の居住する住宅を建設し、又は購入する場合	オ 支援対象者の居住する住宅を補修する場合	カ 支援対象者の居住する住宅（公営住宅法第2条第2号に規定する公営住宅を除く。）を賃借する場合	
	単数世帯	1,500	750	375	750	600	375	
	複数世帯	2,000	1,000	500	1,000	800	500	
	※	単数世帯	—	—	—	—	225	187.5
	※	複数世帯	—	—	—	—	300	250

※被災者生活再建支援法による支援と併給する場合の金額

■ 玖珠町災害見舞金支給要綱

平成 23 年 3 月 3 日玖珠町告示第 28 号

玖珠町災害見舞金支給要綱

(目的)

第 1 条 この告示は、玖珠町内に発生した災害により、住家が被害を受けた町民に対して見舞金を支給することにより、町民の福祉に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 住家 居住のため使用している建物をいう。
- (2) 災害 火災又は自然災害（暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、地盤の液状化、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生ずる被害）をいう。
- (3) 世帯 生計を一にしている生活の単位をいう。
- (4) 全焼（壊）・流出 住家が滅失した者で、住家の焼失、損壊若しくは流出した部分はその住家の延床面積の 70 パーセント以上に達したものをいう。
- (5) 半焼（壊） 住家の焼失、損壊した部分とその住家の延床面積の 20 パーセント以上 70 パーセント未満のものをいう。
- (6) 床上浸水 住家の全焼・半焼には該当しないが、住家の床より上に浸水したもの又は土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものをいう。

(災害見舞金の支給)

第 3 条 災害見舞金を受けとることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で災害発生時に玖珠町内に居住し、住民基本台帳に記録されている者とする。

- (1) 住家が全焼（壊）・流出した場合
- (2) 住家が半焼（壊）した場合
- (3) 住家が床上浸水した場合
- (4) 前各号のほか、町長が特に認めた場合

2 前項の規定にかかわらず、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年玖珠町条例第 30 号）及び玖珠町災害弔慰金等支給要綱（平成 18 年玖珠町告示第 91 号）、玖珠町災害被災者住宅再建支援事業費補助金交付要綱（平成 22 年玖珠町告示第 100 号）の規定により、給付を受けることができる場合は支給しない。

(災害見舞金の額)

第 4 条 災害見舞金は、次に掲げる額とし、その世帯主に対し支給するものとする。ただし、世帯主が当該災害によって死亡した場合は、他の世帯員に対して支給する。

- (1) 全焼（壊）・流出 1 世帯当たり 30,000 円
- (2) 半焼（壊） 1 世帯当たり 20,000 円
- (3) 床上浸水 1 世帯当たり 20,000 円
- (4) その他の災害 1 世帯当たり 20,000 円

(支給の制限)

第 5 条 見舞金は、当該被災者の故意又は重大な過失による場合は、災害見舞金を支給しないことができる。

(補則)

第 6 条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 24 年 7 月 4 日告示第 96 号）

この告示は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

■ 玖珠町災害避難場所一覧

(令和7年9月末現在)

● 指定緊急避難場所

洪水等による危険が迫った状況で、住民等が緊急に避難する際の避難先として指定

No	施設名	所在地	現象の種類
1	三島公園	大字森 858	水害・地震
2	三島公園グラウンド	大字森 868-1	水害・地震
3	旧森中学校グラウンド	大字帆足 2243-1	水害・地震
4	森中央小学校グラウンド	大字森 1-1	土砂災害・地震
5	日出生小・旧日出生中グラウンド	大字日出生 1926-2	地震
6	町民グラウンド（旧玖珠中学校）	大字山田 328-1	水害・土砂災害・地震
7	塚脇街区公園	大字塚脇 285-1	水害・土砂災害・地震
8	玖珠町総合運動公園	大字山田 90	土砂災害・地震
9	小田小学校グラウンド	大字小田 1027-1	水害・地震
10	旧杉河内小学校グラウンド	大字山浦 835-1	水害・地震
11	旧春日小学校グラウンド	大字山浦 2196	水害・土砂災害・地震
12	大野原公民館前広場	大字四日市 1664-2	水害・土砂災害・地震

● 指定避難所

No	施設名	住所	想定対象地区	収容人数 (定員)	電話番号
1	わらべの館	大字森 868-2	森地区	70	0973-72-6012
2	くすまち メルサンホール	大字岩室 24-1	帆足・岩室地区	170	0973-72-0601
3	第24部消防詰所 複合施設	大字岩室 2132-1	岩室地区	5	0973-72-1891 (対策本部)
4	日出生北部地区 コミュニティセンター	大字日出生 1926-5	日出生北部地区	10	0973-72-1891 (対策本部)
5	日出生南部地区 コミュニティセンター	大字日出生 1666-145	日出生南部地区	20	0973-72-1891 (対策本部)
6	玖珠自治会館	大字塚脇 462-1	玖珠地区	100	0973-72-1511
7	塚脇小学校	大字塚脇 198	玖珠地区	100	0973-72-0232
8	旧春日小学校	大字山浦 2196	山浦地区	100	0973-72-1891 (対策本部)
9	北山田自治会館	大字戸畑 6520-7	北山田地区	50	0973-73-8734
10	北山田小学校	大字戸畑 2861	北山田地区	100	0973-73-7524
11	八幡小学校	大字太田 1462	八幡地区	90	0973-72-0414
12	古後小学校	大字古後 1611-1	古後地区	60	0973-74-2207

* 上記1～12の施設は「指定緊急避難場所」としても指定

●福祉避難所

災害発生時に高齢者・障がい者・妊産婦など特別な配慮を必要とする人（要配慮者）のための避難所

No	施設名	所在地	電話番号
1	特別養護老人ホーム玖珠園	大字大隈 325	0973-72-3413
2	グループホーム笑みの里	大字大隈 322-2	0973-72-7777
3	特別養護老人ホーム共生の里メルヘン	大字帆足 2189-1	0973-72-1515
4	れざんの木	大字綾垣 1086-1	0973-72-3211
5	玖珠町老人福祉センター	大字岩室 24-1	0973-72-6577
6	老人保健施設はね	大字山田 2696	0973-72-5550
7	グランドヒルズ アウルの丘	大字戸畑 6498-4	0973-77-2722

●緊急避難場所及び避難所の候補地

No	施設名	所在地
1	森自治会館	大字森 32-2
2	森中央小学校	大字森 1-1
3	くす若草小中学校	大字森 3889
4	くす星翔中学校	大字帆足 505
5	旧森中学校体育館	大字帆足 2243-1
6	日出生小学校	大字日出生 1934-5
7	旧日出生中学校	大字日出生 1926-2
8	日出生小学校小野原分校	大字日出生 946-85
9	小田小学校	大字小田 1027-1
10	旧杉河内小学校	大字山浦 835-1
11	旧山浦中学校	大字山浦 1851-2
12	旧北山田中学校	大字戸畑 6498-1
13	八幡自治会館	大字太田 2296-5
14	旧八幡小学校	大字太田 1456-1
15	旧古後中学校	大字古後 1611-1

■災害時における物資等輸送拠点（緊急輸送基地）の候補地

施設名	所在地	施設概要（※）					
		①	②	③	④	⑤	⑥
		耐震	屋根	床	大型	電源	避難所外
旧森中学校体育館	玖珠町大字帆足2243-1	○	○	○	○		○
日出生小学校グラウンド	玖珠町大字日出生			○	○		○
旧春日小学校グラウンド	玖珠町大字山浦			○	○		
八幡小中学校グラウンド	玖珠町大字太田			○	○		

※施設概要については以下の点について適合している場合について○を記載

- ①【耐震】新耐震基準に適合した屋根付き施設であること（昭和56年6月1日以降に耐震補強工事等を行った施設も含む）
- ②【屋根】屋根があること
- ③【床】フォークリフト等を利用できるよう、床の強度が十分であること
- ④【大型】12mトラック（大型）が接車できる若しくは建物内に入れること
- ⑤【電源】非常用電源が備えられていること
- ⑥【避難所外】避難所となる行政庁舎、学校、体育館でないこと

■災害時における進出拠点候補地

施設名称	所在地	敷地面積	駐車台数	トイレ
大分自動車道上り玖珠サービスエリア	玖珠町大字戸畑	5,100㎡	70	有
大分自動車道下り玖珠サービスエリア	玖珠町大字戸畑	5,100㎡	70	有
玖珠町総合運動公園	玖珠町大字山田90	約100,000㎡	196	有
道の駅 童話の里くす	玖珠町大字帆足2121	11,930㎡	124	有
道の駅 慈恩の滝くす	玖珠町大字山浦618-24	4,439㎡	39	有

■場外離着陸場（臨時ヘリポート）一覧

場外名（離着陸場）	所在地
玖珠町総合運動公園	玖珠町大字山田90
玖珠川河川敷（協心橋下流右岸）	玖珠町大字帆足335-5
玖珠町宮山下グラウンド	玖珠町大字山下1039-1
メルヘンの森スポーツ公園	玖珠町大字岩室1226-7

■ 備蓄物資の配備状況

災害時備蓄品在庫状況		R6. 8. 31時点		備蓄場所名													総数	
		場所		第24部 消防詰所 複合施設	日出生北部 コミセン	日出生南部 コミセン	玖珠 自治会館	塚脇 小学校	春日 小学校	北山田 自治会館	北山田 小学校	八幡 小学校	古後 小学校	玖珠町 役場	護国 裏倉庫	玖珠中		
		避難者数	避難者数	避難者数	避難者数	避難者数	避難者数	避難者数	避難者数	避難者数	避難者数	避難者数	避難者数	避難者数	避難者数	避難者数		
		70	170	5	10	20	100	100	100	50	100	90	60					
品名		在庫数	在庫数	在庫数	在庫数	在庫数	在庫数	在庫数	在庫数	在庫数	在庫数	在庫数	在庫数	在庫数	在庫数	在庫数		
食料・飲料	アルファ米(白飯)	食	148	400	50	50	50	200	50	50	150	100	100	100	150		1,598	
	アルファ米(和風・洋風)	食	5	96	0	0	0	96	48	24	60	0	24	24			377	
	副食(缶詰)	食	0	96	0	0	0	96	0	0	0	0	96	0	0		288	
	ハーベスト	袋	96	0	24	72	72	96	96	96	192	72	48	48	48		960	
	フリーズドライ(みそ汁)	食	0	0	6	36	36	24	60	18	60	60	60	36	0		396	
	備蓄用パン(リョーユーパン)	食															1,248	1,248
	粉ミルク(ほほえみキューブ)	個													120		120	
	液体ミルク(明治ほほえみ)	本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48			48	
	ビスコ	袋	60	120	0	0	0	120	0	60	60	0	60	0			480	
	保存飲料水(500ml)10年	本			96	96	144	336	96	192	144	96	144	192			1,536	
保存飲料水(500ml)	本	144	513	120	72	72	168	175	115	144	48	144	71	432		2,218		
衣類	雨具	個	3	0	2	0	2	2	2	4	0	0	2	2	14		33	
	長靴	足	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50		50		
	軍手	箱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		1		
	安全ベスト(ピブス)	着	1	2	4	4	0	4	4	4	2	4	3	2	9		43	
	ヘルメット	個	2	0	2	0	2	2	2	4	0	0	2	2	63		81	
	ヘッドライト	個	2	0	2	0	0	2	2	2	0	0	2	2			14	
医薬品・衛生用品	小児用おむつS	枚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	84		84		
	小児用おむつM	枚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	64		64		
	子供用おむつ600N S	枚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	328		328		
	子供用おむつ600N M	枚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	256		256		
	子供用おむつ600N L	枚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	216		216		
	生理用品(スリムガード)	パック	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20		20		
	救急セット	箱	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0		12		
	ほ乳瓶(スリムタイプ)	本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10		10		
	液体37℃おむつ(母乳実感)	セット												6		6		
	マスク	枚	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	46,000		25,830	71,833	
	アルコールハンドジェル	本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		110	110	
	消毒液	本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20		520	540	
	アルコール消毒液ボトル	個	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47		47		
	トイレットペーパー	個	50	50	0	48	47	4	0	40	30	39	47	45	0		400	
懐中電灯(ジコ付含む)	個	10	9	10	10	8	10	10	10	10	10	10	10	10		127		
LPガス非常用機器一式	個	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0		1		
お椀	個	0	0	0	0	0	99	0	0	0	0	0	0			99		
ガソリン	ℓ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		
コードリール	個	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2		26		
メガホン	個	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2		25		
備蓄用倉庫	基	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		13		
災害時文具セット	式	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	3		6		
ガソリン携行缶	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5		17		
災害時電話	台	2	0	1	1	1	3	0	1	1	1	1	1	0		15		
防災無線受信機	台	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	0		11		
テレビ	台	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0		2		
工業用扇風機	台		1	1	1	1		1	1	1	1	1	1			10		
扇風機	台	0	0	0	1	1	1	0	0	2	2	0	3	0		10		
住居・寝具等	防水シート(ブルーシート)	枚	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	61		121	
	土のう袋	枚	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	685		685	
	毛布	枚	90	162	30	32	24	94	70	2	70	6	80	45	115		820	
	タオル	枚	5	0	0	0	1	0	0	5	5	0	5	0	8		29	
	バスタオル	枚	5	0	0	0	1	0	0	5	5	0	5	0	0		21	
	タオルケット	枚	0	0	0	0	0	19	15	0	0	0	0	0	10		44	
	簡易トイレ・携帯トイレ	個	6	7	3	4	4	6	4	4	6	5	4	4	0		57	
	蓄電池	台		2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1		4	
	発電機	台	2	2	2	2	2	2	2	1	2	3	2	3	3		28	
	投光器・チカチカ	台	2	2	3	3	2	3	2	3	1	3	3	5	3		35	
	手指消毒用スタンド	台	2	0	1	1	1	0	1	1	1	1	0	1	7		17	
	浄水器	台	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5		5	
	エアコンプレッサー	台	1	1	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	1		6	
	エアコンプレッサー(小型)	台	0	1	0	0	0	1	0	1	1	0	0	1	0		5	
	エアコンプレッサー(中特)	台			1	1	1		1						1		5	
	間仕切り(パーテーション)	セット	20	38	3	5	5	30	20	5	21	15	15	10	0		187	
	ワンタッチテント	箱	5	11	5	5	5	5	5	5	4	5	5	5	5		70	
	ワンタッチなごみ	個	16	42	3	0	0	27	23	3	18	20	16	8	0		176	
	日赤応急パックセット	セット	0	0	3	0	0	3	0	6	3	0	3	0	2		23	
	日赤安眠セット	セット	0	1	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0		8	
	日赤緊急セット	セット	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2		2		
	編織マット(エコワールド製)	枚	15	12	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0		10	49
	編織まくら		0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		5	
	エアーマット(旧型)	個	28	60	27	13	26	59	70	70	40	80	14	50	0		537	
エアーマット(LOGOS)	個	24	48	0	0	0	48	0	0	36	12	12	11	3		194		
エアーマット(7-7マット)	個				20	20			20			40	20	60		180		
段ボールベット(旧型)	個	0	8	0	0	0	6	0	5	5	0	2	5	0		31		
段ボールベット(熊本くんⅡ)	個	10	14	0	2	2	10	4	0	6	3	2	0	0		53		
段ボールベット(D-BED)	個		6	2			6					6				20		
計		767	1,715	413	495	546	1,610	780	769	1,093	601	973	722	48,980	0	27,718	87,176	

■災害危険予想箇所等

(1) 法令等による指定区域（箇所）

（大分県市町村営急傾斜地崩壊対策事業費補助金の事業対象となる箇所）

①砂防法に基づく砂防指定地

大分県が指定、公表する砂防指定地のうち、玖珠町内に存在するもの

②地すべり等防止法に基づく指定区域（箇所）

大分県が指定、公表する地すべり防止区域のうち、玖珠町内に存在するもの

③急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による指定区域（箇所）

大分県が指定、公表する急傾斜地崩壊危険区域のうち、玖珠町内に存在するもの。

④土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域（箇所）

大分県が指定、公表する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、玖珠町内に存在するもの

(2) 国及び県が水防法による水防計画等により指定する水防区域、重要水防区域、重要浸水区域、倒木流出による水防区域

■浸水想定区域内の要配慮者利用施設

区分	施設名	連絡先	所在地
児童福祉施設	森幼稚園	0973-72-0074	玖珠町大字森1-1
	くるみの森愛児園	0973-72-0854	玖珠町大字帆足2207-6
	たかすこども園	0973-72-2325	玖珠町大字帆足216-1
	くすのきこども園	0973-72-4527	玖珠町大字塚脇486
	くるみ夢愛児園	0973-72-6066	玖珠町大字太田266-1
	カトリック玖珠幼稚園	0973-72-1074	玖珠町大字塚脇425
	こすもす保育園	0973-77-2323	玖珠町大字塚脇265
	託児ルーム秋桜	0973-72-3417	玖珠町大字塚脇523-4
学校施設	玖珠町立森中央小学校	0973-72-0035	玖珠町大字森1-1
	玖珠町立八幡小学校	0973-72-0414	玖珠町大字太田1462
	玖珠町立くす星翔中学校	0973-72-7007	玖珠町大字帆足505
	大分県立玖珠美山高等学校	0973-72-1148	玖珠町大字帆足160
医療施設	麻生消化器科内科	0973-72-7100	玖珠町大字山田2289-1
	荒木医院	0973-72-2466	玖珠町大字森985-4
	小野眼科医院	0973-72-7120	玖珠町大字塚脇171-3
	玖珠記念病院	0973-72-1127	玖珠町大字塚脇633-2
	玖珠耳鼻咽喉科医院	0973-72-2851	玖珠町大字帆足222-4
	小中病院	0973-72-2167	玖珠町大字塚脇123
	武田医院	0973-72-0170	玖珠町大字森955
	協心橋病院	0973-72-2135	玖珠町大字帆足357-1
	長内科小児科胃腸科医院	0973-72-2143	玖珠町大字帆足232-8
	友成医院	0973-72-0330	玖珠町大字塚脇128-2
	三池循環器内科クリニック	0973-72-6101	玖珠町大字塚脇461-7
高齢者施設	玖珠郡医師会立老人保健施設はね	0973-72-5550	玖珠町大字山田2696
	特別養護老人ホーム玖珠園	0973-72-3413	玖珠町大字大隈325
	玖珠園デイサービスセンター	0973-72-1649	玖珠町大字大隈315-5
	グループホーム笑みの里	0973-72-7777	玖珠町大字大隈322-2
	特別養護老人ホーム共生の里メルヘン	0973-72-1515	玖珠町大字帆足2189-1
	デイサービスセンターはるかぜ	0973-72-7020	玖珠町大字帆足2189-1
	グループホームなごみ	0973-72-7534	玖珠町大字山田2734
	サービス付き高齢者向け住宅きりかぶ	0973-72-4500	玖珠町大字塚脇678-10
	デイサービスきりかぶ	0973-72-4580	玖珠町大字塚脇678-10
	玖珠町介護保険サービスセンター通所介護	0973-72-9225	玖珠町大字岩室24-1
	通所リハビリテーションウォーク	0973-72-5050	玖珠町大字塚脇113-13
社会福祉施設	楠繁株式会社きりかぶ	0973-72-1022	玖珠町大字帆足233-6
	NPO法人玖珠むつみ会	0973-72-6306	玖珠町大字帆足207-4
	社会福祉法人すぎのこ村 わ〜くす・たんぽぽ	0973-73-9110	玖珠町大字塚脇640-3
	社会福祉法人すぎのこ村 どり〜む・たんぽぽ	0973-72-6556	玖珠町大字山田87-1
	社会福祉法人くらっぷ(あ〜く・か〜む)	0973-72-1023	玖珠町大字塚脇581-3
	NPO法人放課後クラブてくてく	0973-77-2650	玖珠町大字帆足256-5
	社会福祉法人暁雲福祉会 ウィンド2 玖珠・森のクレヨン	0973-72-2424	玖珠町大字帆足449-1
社会福祉法人玖珠町社会福祉協議会	0973-72-5513	玖珠町大字岩室24-1	

■激甚災害の概要

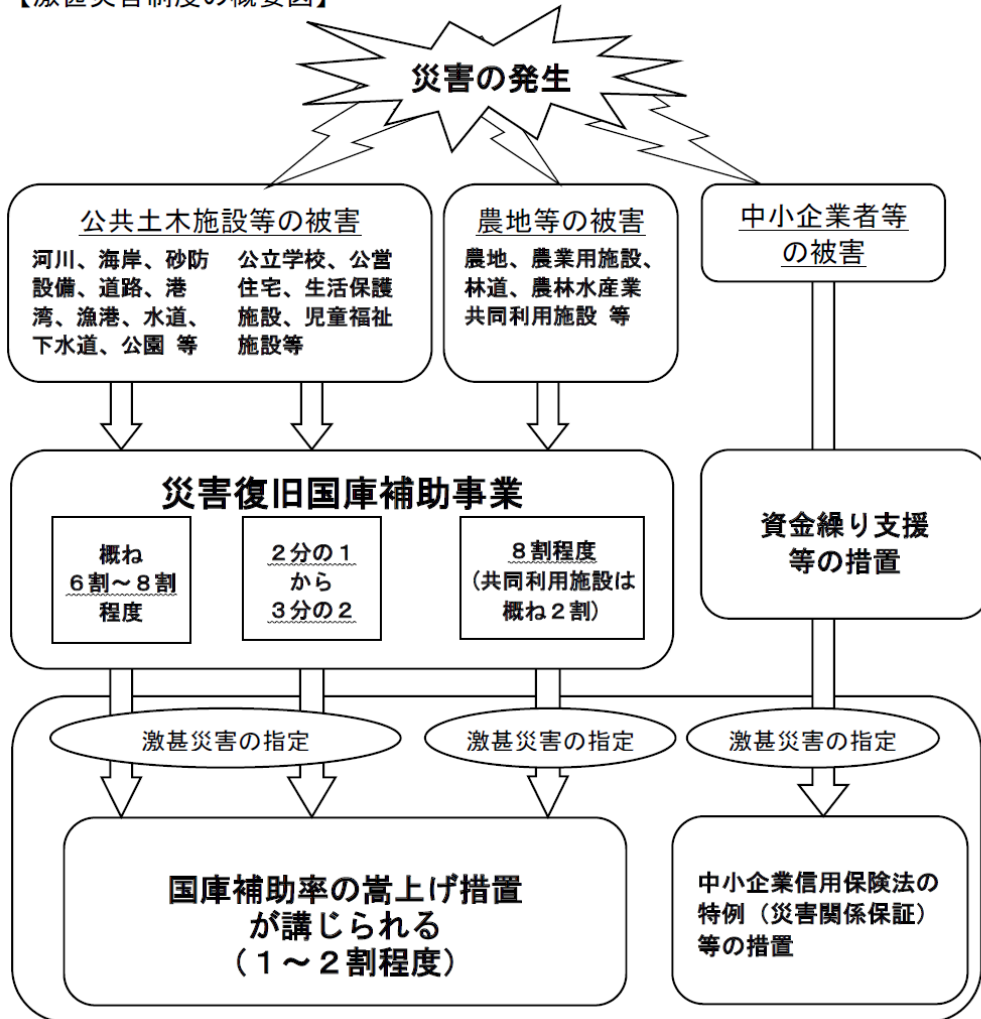
出典：内閣府「激甚災害制度の概要」

激甚災害制度について

激甚災害制度は、地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合に、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対して適用すべき災害復旧事業等にかかる国庫補助の特別措置等を指定するものである。

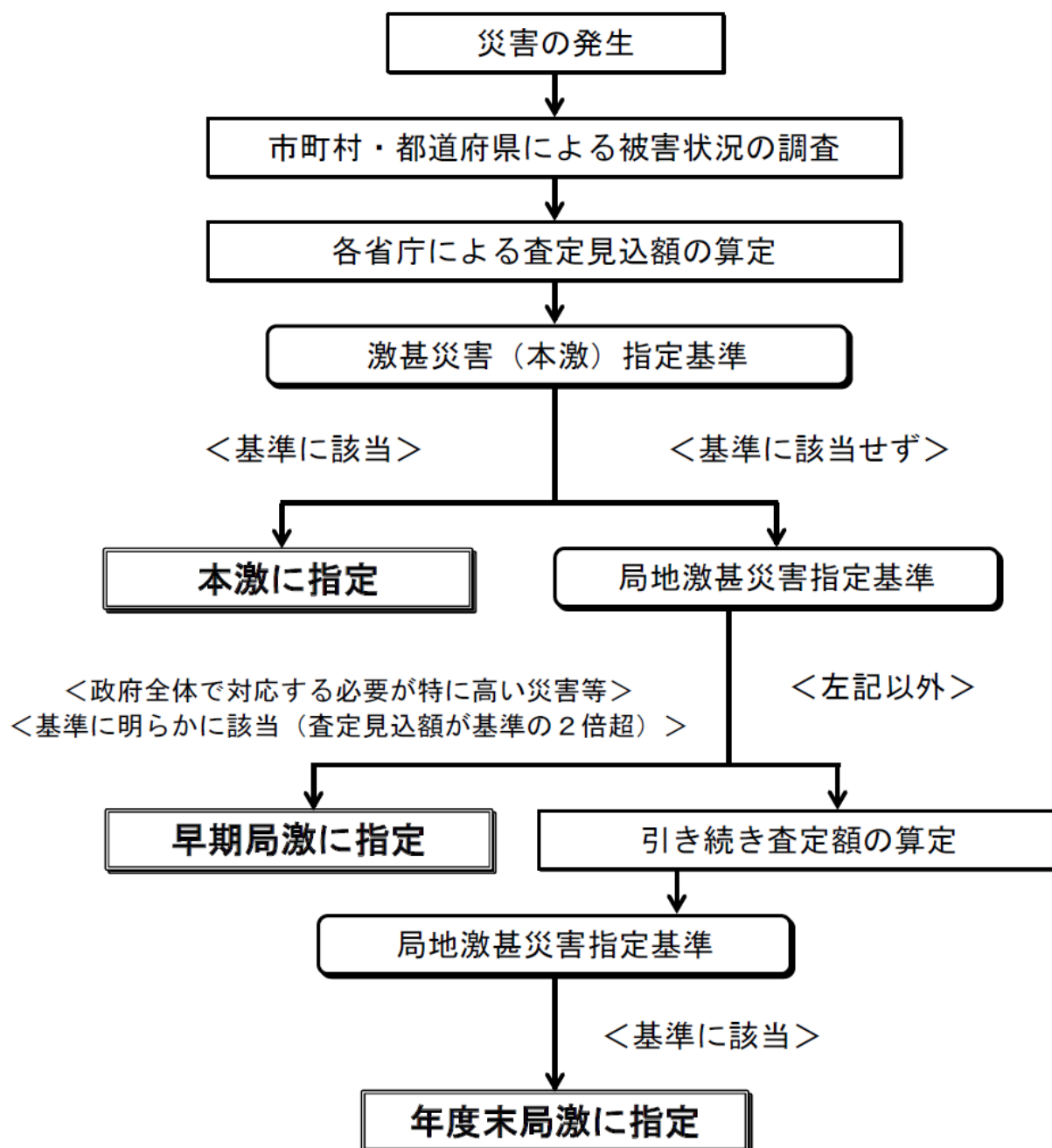
なお、指定については、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく政令で指定することとなるが、政令の制定に当たっては、あらかじめ中央防災会議の意見を聴くこととされている。

【激甚災害制度の概要図】



激甚災害指定の流れ

【激甚災害指定の基本的な流れ】



激甚災害制度について

1 激甚災害制度の概要

激甚災害制度とは、「激甚災害^{じん}に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害法」という。）に基づく制度であり、政府は、激甚災害法に基づき国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、中央防災会議の意見を聴いた上で、政令でその災害を「激甚災害」として指定するとともに、当該激甚災害に対し適用すべき措置を併せて指定することとしている。

激甚災害に指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げや中小企業者への保証の特例等、特別の財政助成措置が講じられる。

なお、激甚災害の指定は、中央防災会議が定めている、「激甚災害指定基準」（本激の基準）及び「局地激甚災害指定基準」（局激の基準）による。

2 激甚災害法に基づく主要な適用措置（本激）

激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じて、以下の措置が適用される。

- ① 公共土木施設災害復旧事業等^(注)に関する特別の財政援助（第2章：第3条、第4条）

（注）公共土木施設、公立学校、公営住宅、社会福祉施設等の災害復旧事業、災害関連事業、堆積土砂排除事業等
- ② 農林水産業に関する特別の助成

イ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	（第5条）
ロ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例	（第6条）
ハ 天災融資法の特例	（第8条）
ニ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	（第10条）
ホ 共同利用小型漁船の建造費の補助	（第11条）
ヘ 森林災害復旧事業に対する補助	（第11条の2）
- ③ 中小企業に関する特別の助成

中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	（第12条）
-----------------------	--------
- ④ その他の特別の財政援助及び助成

イ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助	（第16条）
ロ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助	（第17条）
ハ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	（第22条）
ニ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	（第24条）

3 激甚災害指定基準（本激）

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業 等に関する特別の財政援助	A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5%
		B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の標準税収入 × 25% ……の県が1以上 又は (2) 県内市町村の査定見込総額 > 県内全市町村の標準税収入 × 5% ……の県が1以上
第5条	農地等の災害復旧事業等 に係る補助の特別措置	A 農地等の災害復旧事業費の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5%
		B 農地等の災害復旧事業費の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の農業所得推定額 × 4% ……の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の査定見込額 > 10億円……の県が1以上
第6条	農林水産業共同利用施設 災害復旧事業費の補助特 例	(1) 第5条の措置が適用される場合 又は (2) 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 1.5% で第8条の措置が適用され る場合 ただし、(1)(2)とも、当該被害見込額が5千万円以下の場合を除く。 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものにつ いて、 当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、 かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 (3) 漁船等の被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 0.5% 又は (4) 漁業被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 1.5% で第8条の措置が適用され る場合 ただし、(3)(4)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円 以下の場合を除く。
第8条	天災による被害農林漁業 者等に対する資金の融通 に関する暫定措置の特例	A 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5%
		B 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ 一の都道府県の特別被害農業者 > 当該都道府県の農業者 × 3% ……の県が1以上 ただし、ABとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態 様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつど被害 の実情に応じて個別に考慮する。
第11条の2	森林災害復旧事業に対す る補助	A 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 5%
		B 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1.5% かつ (1) 一の都道府県の林業被害見込額 > 当該都道府県の生産林業所得推定額 × 60% ……の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1% ……の県が1以上 ただし、ABとも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定 額は木材生産部門に限る。
第12条	中小企業信用保険法によ る災害関係保証の特例	A 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.2%

資料編

		<p>B 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.06%</p> <p>かつ</p> <p>(1) 一の都道府県の中小企業関係被害額 > 当該都道府県の中小企業所得推定額 × 2% ……の県が1以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 一の都道府県の中小企業関係被害額 > 1,400億円 ……の県が1以上</p> <p>ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。</p>
第16条 第17条 第19条	<p>公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助</p> <p>私立学校施設災害復旧事業に対する補助</p> <p>市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例</p>	<p>第2章(第3条及び第4条)の措置が適用される場合。</p> <p>ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。</p>
第22条	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	<p>A 被災地全域滅失戸数 ≥ 4,000戸</p> <hr/> <p>B (1) 被災地全域滅失戸数 ≥ 2,000戸</p> <p>かつ</p> <p>一の市町村の区域内の滅失戸数 ≥ 200戸又は住宅戸数の1割以上 ……の市町村が1以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 被災地全域滅失戸数 ≥ 1,200戸</p> <p>かつ</p> <p>一の市町村の区域内の滅失戸数 ≥ 400戸又は住宅戸数の2割以上 ……の市町村が1以上</p> <p>ただし、(1)(2)とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。</p>
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章(第3条及び第4条)又は第5条の措置が適用される場合。
第7条 第9条 第10条 第11条 第14条 第20条 第21条 第25条	<p>開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助</p> <p>森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助</p> <p>土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助</p> <p>共同利用小型漁船の建造費の補助</p> <p>事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助</p> <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例</p> <p>水防資材費の補助の特例</p> <p>雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例</p>	災害の実情に応じ、その都度検討する。

4 激甚災害法に基づく主要な適用措置（局激）

(1) 局地激甚災害

激甚災害指定基準（本激）では、全国を単位として積み上げられた被害額を基準としているため、激甚災害制度の創設（昭和37年）当初は、ある特定地域に激甚な被害を及ぼした災害であっても、全国レベルで見ればさほどの被害とはならず、指定基準を越えられない（激甚災害として指定されない）という状況が生じていた。

そこで、市町村単位の被害額を基準とする局地激甚災害指定基準を昭和43年に創設し、限られた地域内で多大な被害を被った地域に対して各種の特例措置が適用されることとした。

俗に、従来の全国レベルの激甚災害は「本激」と、局地激甚災害は「局激」と呼ばれている。

(2) 局地激甚災害指定により適用される措置（局激）

激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じて、以下の措置が適用される。

- ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（第2章：第3条、第4条）
- ② 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（第5条）
- ③ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（第6条）
- ④ 森林災害復旧事業に対する補助（第11条の2）
- ⑤ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（第12条）
- ⑥ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（第24条）

(3) 本激と局激の違い

激甚災害指定基準による指定、いわゆる「本激」が地域を特定せず、災害そのものを指定するのに対し、局地激甚災害指定基準による指定、いわゆる「局激」は市町村単位での災害指定を行う。

ただし、激甚災害に指定されても、被害を受けた地方公共団体等のすべてが特例措置を受けられるわけではなく、被害の大きさが一定規模以上の地方公共団体等に限って特例措置が適用される。

5 局地激甚災害指定基準

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<p>(1) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>① (イ) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 $>$ 当該市町村の標準税収入 \times 50% (査定事業費が1千万円未満のものを除く。)</p> <p>(ロ) 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える市町村</p> <p style="padding-left: 40px;">当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 $>$ 当該市町村の標準税収入 \times 20%</p> <p>(ハ) 当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村</p> <p style="padding-left: 40px;">当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 $>$ 当該市町村の標準税収入 \times 20% $+$ (当該市町村の標準税収入 - 50億円) \times 60%</p> <p>ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。</p> <p>② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所</p>

資料編

		の数がおおむね十未満のものを除く。)
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	<p>(2) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 \gt 当該市町村の農業所得推定額\times10% (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p> <p>② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)</p>
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	<p>第5条の措置が適用される場合。</p> <p>ただし、上記に該当しない場合であっても、 当該市町村内の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、 かつ、 当該市町村内の漁船等の被害額\gt 当該市町村の漁業所得推定額\times10% に該当する場合(漁船等の被害額が1千万円未満のものを除く。)、水産業共同利用施設に係るものに限り適用する。 ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p>
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	<p>(3) 当該市町村内の林業被害見込額(樹木に係るもの) \gt 当該市町村に係る生産林業所得推定額(木材生産部門)\times1.5 (林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。)</p> <p>かつ</p> <p>(1) 大火による災害にあつては、要復旧見込面積\gt300ha 又は (2) その他の災害にあつては、 要復旧見込面積\gt 当該市町村の民有林面積(人工林に係るもの)\times25%</p>
第12条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	<p>(4) 中小企業関係被害額\gt 当該市町村の中小企業所得推定額\times10% (被害額が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p>
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章(第3条及び第4条)又は第5条の措置が適用される場合。